

交通事故の発生状況（9月末）

〔平戸警察署〕

《令和5年9月末の交通事故発生状況（概数）》

	人身事故	死者数	負傷者数	物件事故
発生件数	17件	1名	26名	314件
前年比	-16件	-1名	-18名	+53件

《飲酒運転をしない・させない》

これから年末に向けて、お酒を飲む機会が多くなると思いますが、
お酒は急に抜けません！

飲んだアルコールが体内から抜ける（分解される）には、個人差（体重、体質、性別、体調など）がありますが、体重60kgの人でビール1杯（500ml）を処理するのに約4時間かかると言われています。

- アルコールは少量でも脳の一部の機能をマヒさせ、運動能力、注意力、判断力を低下させます。
- 飲酒後に運動や入浴をするとアルコールの処理速度は遅くなるといわれています。
- 睡眠時のアルコールの処理速度も遅くなるといわれています。



お酒を飲んだ直後はもちろんのこと、お酒を飲んだ翌日も体の中にはアルコールが残っている可能性があります。

お酒を飲んだら、十分に時間を空けて二日酔い運転にならないようにしましょう。

家族など、お互いに注意しあって飲酒運転をさせない社会を作りましょう。



《飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！》

行政処分

- 1 酒酔い運転（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態）
基礎点数 35点 免許取消し・欠格期間3年（免許取消し歴等ない場合）
- 2 酒気帯び運転
 - ・呼気中アルコール濃度 0.15mg/l以上0.25mg/l未満
基礎点数 13点 免許停止 期間90日（免許停止歴等ない場合）
 - ・呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上
基礎点数 25点 免許取消し・欠格期間2年（免許取消し歴等ない場合）

罰則

- 1 車両等を運転した者
 - ・酒酔い運転をした場合 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・酒気帯び運転をした場合 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 2 車両等を提供した者
 - ・運転者が酒酔い運転をした場合 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・運転者が酒気帯び運転をした場合 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 3 酒類を提供した者又は同乗した者
 - ・運転者が酒酔い運転をした場合 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・運転者が酒気帯び運転をした場合 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

飲酒運転を運転は絶対にしない！させない！

平戸警察署管内でも飲酒運転で交通事故が発生しています。

飲酒運転は絶対にしない、させないようにしましょう。

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！



酒酔い運転^{※1}

行政処分

- 基礎点数…35点
- 免許取消し…欠格期間3年^{※2 ※3}

罰則

運転者

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

車両等の提供者

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。

※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。

※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。



酒気帯び運転

行政処分

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満
- 基礎点数…13点
- 免許停止…期間90日^{※2}

- 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上

- 基礎点数…25点
- 免許取消し…欠格期間2年^{※2 ※3}

罰則

運転者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両等の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

